|  |  |
| --- | --- |
|  | 廃棄物処理343のための最良の利用可能な技術(BAT‐AEL)の結論において、廃棄物の嫌気的処理のために設定された最良の利用可能な技術(BAT‐AEL)範囲に関連する。 有意な交差媒体効果は生じないこと。 |
| (6)  生物多様性・  生態系の保護及び復元 | 指令2011/92/EUに従って、同盟EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別344が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準345に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定が実施されていること。 |

# 送配電

*活動内容*

超高圧・高圧連系系統の送電系統の構築・運用、高圧・中圧・低圧配電系統の送電系統の構築・運用

1. システム内の送配電インフラまたは設備は、相互接続された欧州系統、すなわち、加盟国、ノルウェー、スイスおよび英国の相互接続された制御区域をカバーする相互接続された電力系統、およびその下位系統である。
2. 送配電インフラまたは機器は、以下の基準のいずれかまたは両方に適合するシステムにある。

343 欧州議会および理事会指令2010/75/EU(OJ L 208, 17.8.2018, p)の下で、廃棄物処理のための最善の利用可能な技術(BAT)結論を確立した2018年8月10日の委員会実施決定(EU)2018/1147 38).

344 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に記す)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

345 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

1. インフラまたは設備が設置されるシステムにおける新規に接続された発電容量の67%以上が、発電基準に従ってライフサイクルで測定された発電閾値100gCO2e/kWh未満であり、5年間にわたって継続的に測定されていること。
2. 系統からの平均的な系統排出係数(発電からの総年間排出量を当該系統における総年間純発電量で割ったもの)は、発電基準に従いライフサイクルベースで測定された閾値100gCO2e/kWhをローリング5年間の平均期間にわたり下回っていること。
3. 送配電インフラまたは設備は、ライフサイクルベースで測定したCO2集約度が100gCO2e/kWhを超える発電プラントへの直接接続の創出、または既存の直接接続の拡張のみを目的としていない。
4. 当該活動は、次のいずれかあること。
5. ライフサイクルベースで測定した100gCO2e/kWhの閾値を下回る低炭素発電の変電所またはネットワークへの直接接続の建設および運転、または既存の直接接続の拡張。
6. 電子自動車(EV)充電ステーションの建設及び運営並びに輸送の電化のための電気インフラストラクチャーの支援。ただし、附属書Iの運送部門の適用を受けることができること。
7. (EU)規則No. 548/2014の附属書Iに定める第2段階(2021年7月1日)の要件に適合する送配電変圧器の設置、及び36kV以下の機器に対する最高電圧の中型変圧器の設置であって、基準EN 50588-1に定める無負荷損に関するAA0レベルの要件を満たすもの。
8. 自然エネルギー発電の発電又は利用の増加を主たる目的とする設備及びインフラの建設・設置及び運営
9. 電力システムの制御性と観測性を高め、再生可能エネルギー源の開発と統合を可能にするための設備の設置。これには以下のものが含まれる。
   1. センサー及び測定ツール(再生可能エネルギー生産を予測するための気象センサーを含む。)
   2. 通信と制御(高度なソフトウェアと制御室、変電所や給電設備の自動化、より分散化された再生可能エネルギーに適応するための電圧制御能力を含む)。
10. 顧客のデータハブを含む、消費に関する遠隔操作のために利用者に情報を運ぶ設備を設置すること。
11. 特に再生可能な電力を利用者間で交換するための設備の建設・設置
12. 送電システム間の相互接続器は、システムの1つが適格であることを条件に、適格である。
13. この節の適用上、「システム」とは、活動が行われるネットワーク又はシステムオペレータの送信又は配信ネットワーク制御エリアをいう。
14. 本条の目的上、以下の仕様が適用される。
15. 閾値への準拠を決定する際に使用される5年間(平均)のローリング期間は、過去のデータに基づいており、最新のデータが入手可能な年を含む。
16. 送電システムは、下位配電システムに接続された発電容量を含んでもよい。
17. 完全な炭素削減の軌道に乗っていると見なされる送電系統に従属する配電系統も、完全な炭素削減への軌道に乗っていると見なしてよい。
18. 適格性を決定するためには、相互に接続され、かつ、相互に重要なエネルギー交換を伴う複数の制御区域を対象とするシステムを検討することが可能であり、その場合、含まれるすべての制御区域にわたる加重平均排出係数が適格性を決定するために使用され、そのシステム内の個々の劣後送配電システムは、別々に適合性を実証する必要はない。
19. システムが以前に適格であった後でも不適格となる可能性がある。 不適格となったシステムでは、その時点以降、システムが閾値に再度準拠するまで(常に適格とされる活動を除き、上記を参照)、新たな送配電活動は適格とはならない。 ただし下位システムにおける活動は、下位システムが本セクションの基準を満たすならば、依然として適格である可能性がある。
20. 生産プラントへの既存の直接接続の直接接続または拡張は、関連する電力を発電設備から変電所またはネットワークに運ぶために不可欠なインフラを含む。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.12およびD35.13に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動への適応への実質的な貢献 |
| この経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動については、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる最先端の気候予測を、高解像度の状態を用いて評価を行うこと。 |

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル346、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下の通りであること。

* 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
  2. 自然に基づくソリューション347を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ348に依存すること。
  3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
  4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
  5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | 送配電インフラまたは設備は、直接的な温室効果ガス排出量が270gCO2e/kWhを超える発電所への直接的な接続の創出、または既存の直接的な接続の拡大を目的としたものではないこと。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 該当なし |
| (4)サーキュラー・エコノミーへの移行 |  |

346 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

347 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions) [、 https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-](file:///C:\Users\Owner\Google%20ドライブ\オフィス西田営業\CE-MVC研究会\監修済\Delegated%20act\翻訳監修\、https:\www.iucn.org\commissions\commission-ecosystem-)management/our-work/nature-based-solutions.

348 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

|  |  |
| --- | --- |
|  | 廃棄物管理計画が策定されており、廃棄物管理パートナーとの契約上の合意、財政予測または公式プロジェクト文書への反映を含め、廃棄物階層に従って、使用済み段階での最大限の再利用またはリサイクルを確保している。 |
| (5) 公害防止・管理 | 地上高圧線   1. 建設現場での活動は、国際金融公社(IFC)環境安全衛生ガイドライン349の原則に従うこと。 2. 電磁波が人の健康に及ぼす影響を制限するために適用される規範および規則を遵守する活動。これには、連邦で実施される活動、電磁場(0Hzから300GHz)350への一般公衆の被ばくの制限に関する理事会勧告、および非電離放射線防護に関する国際委員会(ICNIRP)351)の1998年の指針の第三国で実施された活動が含まれること。   活動ではポリクロロビフェニル(PCB)を使用しないこと。 |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別352が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準353に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(Natura 2000保護地域ネットワークを含む、ユネスコ)またはその近傍に所在するサイト/事業（続く） |

349 環境・健康・安全(EHS)ガイドライン2007年4月30日、https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/29f5137d-6e17-4660-b1f9-02bf561935e5/Final%2B-

%2BGeneral%2BEHS%2BGuidelines.pdf?MOD=AJPERES&CVID=jOWim3p

350 電磁界(0Hzから300GHz)への一般公衆の曝露の制限に関する1999年7月12日の理事会勧告(1999/519/EC)(OJ L 199, 30.7.1999, p.59)。

351 ICNIRP 1998 時変電界、磁界および電磁界(最大300 ghz)、https://www.icnirp.org/cms/upload/publications/ICNIRPEMFgdl.pdfへの曝露を制限するガイドライン。

352 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

353 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 世界遺産及び主要な生物多様性地域、並びに他の保護地域は、適切な評価354(該当する場合)が実施され、その結論に基づき、必要な軽減措置355が356実施されていること。 |

# 蓄電

*活動内容*

電気を蓄え、電気として返却する設備の建設・運用。 この活動には純閉ループ揚水発電が含まれる。

本活動が、本附属書の7.6節に言及されている「再生可能エネルギー技術の設置、維持及び修理」活動の不可欠な要素である場合には、7.6節に規定されている技術審査基準が適用される。

この活動には、規則(EC) No 1893/2006によって制定された経済活動の統計的分類で言及されているような専用のNACEコードはない。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動への適応への実質的な貢献 |
| 本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含む、活動の予想存続期間と整合的な幅広い将来シナリオにわたって、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。 |

354 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従い、または第三国に所在する活動については、同等の国内規定または国際基準、例えばIFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

355 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

356 この基準を実施するための実践的指針は、欧州委員会通知2018/C 213/02「エネルギー送電インフラおよびEU自然法」(OJ C 213)に記載されている。

18.6.2018, p.1).

|  |  |
| --- | --- |
| 気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル357、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。実施される適応策は以下の通りであること。   1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。 2. 自然に基づくソリューション358を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ359に依存すること。 3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。 4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。 5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DMSHスクリーニング基準に合致すること。 | |
| 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」) | |
| (1) 気候変動の緩和 | 該当なし |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 閉ループ型揚水発電については、水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクが、関連する利害関係者360と協議した上で策定された水利用・防護管理計画に従って特定され、対処されていること。 |

357 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

358 [国連決議第069号「国際連合の自然に基づく解決策の定義」に従い](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)

[自然保護(IUCN)、https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystememanagement/our-work/nature-based-s](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)olutions.

359 [欧州委員会から欧州議会、欧州理事会への連絡を参照](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[経済社会委員会と地域委員会:グリーン・インフラ(GI)-欧州の天然資本の強化(COM/2013/0249最終版)。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

360 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。

第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

|  |  |
| --- | --- |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 廃棄物管理計画が策定されており、廃棄物管理パートナーとの契約上の合意、財政予測または公式プロジェクト文書への反映を含め、廃棄物階層に従って、使用済み段階での最大限の再利用またはリサイクルを確保していること。 |
| (5) 公害防止・管理 | 該当なし |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別361が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準362に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価363が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定364が実施されていること。 |

# 熱エネルギーの蓄積

*活動内容*

熱エネルギーを蓄え、後に熱エネルギーや他のエネルギーベクトルとして返還する施設の建設・運営。 この活動には、熱エネルギー貯蔵(UTES)または帯水熱エネルギー貯蔵(ATES)が含まれる。

361 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

362 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

363 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う

364 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

本活動が、本附属書の7.6節に言及されている「再生可能エネルギー技術の設置、維持及び修理」活動の不可欠な要素である場合には、7.6節に規定されている技術審査基準が適用される。

この活動には、規則(EC) No 1893/2006によって制定された経済活動の統計的分類で言及されているような専用のNACEコードはない。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動への適応への実質的な貢献 |
| 本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル365、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。  実施される適応策は以下の通りであること。   * 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。   2. 自然に基づくソリューション366を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ367に依存すること。 |

365 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

366 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従い](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions) [https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-](file:///C:\Users\Owner\Google%20ドライブ\オフィス西田営業\CE-MVC研究会\監修済\Delegated%20act\翻訳監修\%09https:\www.iucn.org\commissions\commission-ecosystem-)management-our-work/nature-based-solutions.

## 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。

1. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
2. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | 該当なし |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 帯水層熱エネルギー貯蔵については、水質の保全及び水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクが、関連する利害関係者368と協議した上で策定された水利用及び防護管理計画に従って特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 廃棄物管理計画が策定されており、廃棄物管理パートナーとの契約による合意、財政予測または公式プロジェクト文書への反映を含め、使用済みの廃棄物の最大限の再利用、再製造またはリサイクルが確実に実施されていること。 |
| (5) 公害防止・管理 | 該当なし |
| (6)生物多様性 | 指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別369が完了していること。 第三国での活動については、環境アセスメントが実施されていること。 |

367 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会、地域委員会:グリーン・インフラストラクチャー(GI)-EUのNatural Capitalの強化(COM/2013/0249最終版)への連絡を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

368 指令2000/60/ECにより、組合法に準拠した活動、または同等のものが要求する活動に必要とされる。

第三国における活動のための水質の保全及び水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する国内規定又は国際基準

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

369 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き(以下に記載)

同指令第4条(2)

|  |  |
| --- | --- |
| 生態系の保護及び回復 | 同等の国内規定又は国際基準370に従って完了していること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価371が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定372が実施されていること。 |

# 水素の貯蔵

*活動内容*

水素を貯蔵し、施設に貯蔵された水素が本規則の附属書I 3.9節で規定された水素製造の基準を満たす後に返還する施設の建設と運営。

この活動には、規則(EC) No. 1893/2006によって制定された経済活動の統計的分類に従った専用のNACEコードはない。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動への適応への実質的な貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

1. 予想される寿命の短い適応ソリューション活動への投資については（続く）、

370 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

371 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

372 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないために特定されている。

|  |  |
| --- | --- |
| 少なくとも気候予測の縮小版を用いることにより、10年以上の評価が実施されること。   1. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル373、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。  実施される適応策は以下の通りであること。   * 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。   2. 自然に基づくソリューション374を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ375に依存すること。   3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。   4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。   5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。 | |
| 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」) | |
| (1) 気候変動の緩和 | 該当なし |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 該当なし |
| (4) | 廃棄物管理計画が策定され、使用済み製品の再製造またはリサイクルについて最大限の再利用が確保されていること。 |

373 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

374 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。](file:///C:\Users\Owner\Google%20ドライブ\オフィス西田営業\CE-MVC研究会\監修済\Delegated%20act\翻訳監修\国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。) [https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-](file:///C:\Users\Owner\Google%20ドライブ\オフィス西田営業\CE-MVC研究会\監修済\Delegated%20act\翻訳監修\%09https:\www.iucn.org\commissions\commission-ecosystem-)management/our-work/nature-based-solutions.

375 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

|  |  |
| --- | --- |
| サーキュラー・エコノミーへの移行 | これには、廃棄物管理パートナーとの契約による合意、財務予測または公式プロジェクト文書への反映などが含まれる。 |
| (5) 公害防止・管理 | 5トンを超える貯蔵の場合、この活動は指令2012/18/EUに準拠すること。 |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別376が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準377に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価378が実施され、その結論に基づき、必要な軽減策379が実施されていること。 |

# 輸送用バイオガス・バイオ燃料の製造

*活動内容*

輸送に使用するバイオガスまたはバイオ燃料の製造。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.21に分類される。

376 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

377 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

378 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

379 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動への適応への実質的な貢献 |
| 本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル380、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。  実施される適応策は以下の通りであること。   * 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。   2. 自然に基づくソリューション381を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ382に依存すること。   3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。   4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。   5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。 |

380 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

381 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)う。 [、 https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-](file:///C:\Users\Owner\Google%20ドライブ\オフィス西田営業\CE-MVC研究会\監修済\Delegated%20act\翻訳監修\、https:\www.iucn.org\commissions\commission-ecosystem-)management/our-work/nature-based-solutions.

382 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | この活動は、指令2018/2001の第29条に規定された持続可能性、温室効果ガス排出削減及び効率に関する要件を満たしていること。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者383と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | バイオガスの製造には、消化物貯蔵庫にガス密閉カバーが適用されること。  100トン/日以上を処理する嫌気性消化プラントでは、大気および水への排出は、廃棄物処理384のための最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の結論において、廃棄物の嫌気性処理のために設定された最良の利用可能な技術(BAT-AEL)に関連する排出レベルの範囲内かそれよりも低いこと。 有意な交差媒体効果は生じないこと。  有機物質の嫌気的消化の場合、生産された消化物は、肥料または土壌改良剤として、コンポスト化またはその他の処理の直接後または後に使用され、EU 2019/1009規則の付属書IIの構成材料カテゴリー(CMC)4および5ならびに肥料製品に関する各国の規則に定める肥料材料の要件を満たすこと。 |

383 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

384 欧州指令2010/75/EUの下での廃棄物処理のための最善の利用可能な技術(BAT)結論を確立する2018年8月10日の委員会実施決定(EU)2018/1147

議会および評議会(OJ L 208, 17.8.2018, p.) 38).

|  |  |
| --- | --- |
| (6)  生物多様性 生態系の保護及び回復 | 指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別385が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準386に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価387が実施され、その結論に基づき、必要な軽減策388が実施されていること。 |

# 再生可能・低炭素ガスの送配電網

*活動内容*

本線システムを介したガス燃料の分配のためのガス・ネットワークの目的変更。

パイプラインによる再生可能・低炭素ガスの長距離輸送のためのガスネットワークの目的変更

水素をはじめとする低炭素ガス輸送のための送配電パイプラインの建設または運営。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.21、F42.21およびH49.50に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動への適応への実質的な貢献

385 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

386 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

387 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

388 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

|  |
| --- |
| 本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル389、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。  実施される適応策は以下の通りであること。   * 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。   2. 自然に基づくソリューション390を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ391に依存すること。   3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。   4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。   5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。 |
| 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」) |

389 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

390 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)う。 [https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-](file:///C:\Users\Owner\Google%20ドライブ\オフィス西田営業\CE-MVC研究会\監修済\Delegated%20act\翻訳監修\%09%09https:\www.iucn.org\commissions\commission-ecosystem-)management/our-work/nature-based-solutions.

391 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | この目的変更は、ガスの送配電容量を増加させるものではないこと。  この目的変更は、ネットワークが水素や他の低炭素ガスに特化している場合を除き、改修前の予測寿命を超えてネットワークの寿命を延ばすものではないこと。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者392と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 指令2009/125/ECでカバーされているファン、コンプレッサー、ポンプおよびその他の使用機器は、該当する場合、エネルギーラベルのトップクラスの要件、および同指令に基づく施行規則に適合し、利用可能な最良の技術を表すこと。 |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 指令2011/92/EUに従って、ＥＵ内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別393が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準394に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(Natura 2000保護地域ネットワークを含む、ユネスコ世界遺産及び主要な生物多様性地域、並びに他の保護地域)またはその近傍に所在するサイト/事業（続く） |

392 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

393 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

394 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

|  |  |
| --- | --- |
|  | は、適切な評価395(該当する場合)が実施され、その結論に基づいて、必要な緩和措置396が実施されていること。 |

# 地域冷暖房分布

*活動内容*

サブステーションまたは熱交換器で終わる、暖房および冷房の分配のためのパイプラインおよび関連インフラの建設、改修および運用。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.30に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動への適応への実質的な貢献 |
| 本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響の評価は、最良の慣行と利用可能な手引きに基づいており、オープンソースモデル397、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および気候変動に関する政府間パネルの報告書および査読を受けた出版物など最新の方法論を考慮に入れていること。 |

395 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従い、または第三国に所在する活動については、同等の国内規定または国際基準、例えばIFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

396 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

397 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

実施される適応策は以下の通りであること。

* + 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
    2. 自然に基づくソリューション398を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ399に依存すること。
    3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
    4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
    5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的ＤＮＳＨスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | 該当なし |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者400と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止 | 指令2009/125/ECの対象となるファン、コンプレッサー、ポンプ、その他使用される機器は、該当する場合、エネルギーラベルのトップクラスの要件に適合し、その他の点では同指令の実施規制に適合し、最良の技術に該当していること。 |

398 [国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従い、https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystememanagement/our-work/nature-based-soluti](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)

399 [欧州委員会から欧州議会、欧州理事会への連絡を参照](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[経済社会委員会と地域委員会:グリーン・インフラ(GI)-欧州の天然資本の強化(COM/2013/0249最終版)。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

400 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。

第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

|  |  |
| --- | --- |
| コントロール |  |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 指令2011/92/EUに従って、ＥＵ内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別401が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準402に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価403が実施され、その結論に基づき、必要な軽減策404が実施されていること。 |

# 電動ヒートポンプの設置

*活動内容*

電動ヒートポンプの設置・運転

本活動が、本附属書の7.6節に言及されている「再生可能エネルギー技術の設置、維持及び修理」活動の不可欠な要素である場合には、7.6節に規定されている技術審査基準が適用される。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.30に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動への適応への実質的な貢献

401 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

402 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

403 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

404 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

|  |
| --- |
| 本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル405、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。  実施される適応策は以下の通りであること。   * 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。   2. 自然に基づくソリューション406を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ407に依存すること。   3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。   4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。   5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的ＤＮＳＨスクリーニング基準に合致すること。 |
| 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」) |

405 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

406 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従い の 性質 (IUCN)、 https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)management/our-work/nature-based-solutions.

407 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | 該当なし |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者408と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | この活動は、高い耐久性とリサイクル可能性を有し、解体および修理が容易な機器および構成部品の利用可能性を評価し、可能であれば使用すること。  廃棄物管理計画が策定されており、廃棄物管理パートナーとの契約による合意、財政予測または公式プロジェクト文書への反映を含め、使用済みの廃棄物の最大限の再利用、再製造またはリサイクルが確実に実施されていること。 |
| (5) 公害防止・管理 | 定格容量が12kW以下の空気対空気ヒートポンプについては、屋内および屋外の音響パワーレベルは、規則(EU)No 206/2012に規定されている閾値を下回っていること。 |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 該当なし |

# 太陽光発電による熱・冷熱・電力のコージェネレーション

*活動内容*

太陽エネルギーと熱・冷熱を共発電する施設の建設と運営。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.11およびD35.30に分類される。

408 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動への適応への実質的な貢献 |
| 本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル409、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。  実施される適応策は以下の通りであること。   * 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。   2. 自然に基づくソリューション410を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ411に依存すること。   3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。   4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。   5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的ＤＮＳＨスクリーニング基準に合致すること。 |

409 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

410 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions) [https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-](file:///C:\Users\Owner\Google%20ドライブ\オフィス西田営業\CE-MVC研究会\監修済\Delegated%20act\翻訳監修\%09%09https:\www.iucn.org\commissions\commission-ecosystem-)management/our-work/nature-based-solutions.

411 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | 該当なし |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 該当なし |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | この活動は、高い耐久性とリサイクル可能性を有し、解体および修理が容易な機器および構成部品の利用可能性を評価し、可能であれば使用すること。 |
| (5) 公害防止・管理 | 該当なし |
| (6)  生物多様性・  生態系の保護及び復元 | 指令2011/92/EUに従って、ＥＵ内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別412が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準413に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価414が実施され、（続く） |

412 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

413 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

414 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従って、または第三国に所在する活動については、

IFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理など、同等の国内規定または国際基準に従っている。

|  |  |
| --- | --- |
|  | その結論に基づき、所要の軽減措置415が実施されていること。 |

# 地熱を利用した熱・冷熱・電力のコージェネレーション

*活動内容*

地熱エネルギーを利用した熱・冷熱・発電設備の建設・運営

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.11およびD35.30に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動への適応への実質的な貢献 |
| 本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル416、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。  実施される適応策は以下の通りであること。   * 1. 他者の経済活動、自然、資産、他の経済活動に係る気候上の物理的危険適応努力または回復力のレベルに悪影響を及ぼさないこと。 |

415 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

416 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

1. 自然に基づくソリューション417を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ418に依存すること。
2. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
3. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
4. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | 直接のGHG排出原単位は270g/CO2e/kWh未満であること。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者419と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 高エンタルピー地熱エネルギーシステムの運用のために、指令2004/107/EC及び2008/50/ECに定められた大気排出要件に適合する適切な緩和システムが整備されていること。 |

417 [国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従い、https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystememanagement/our-work/nature-based-soluti](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)ons.

418 [欧州委員会から欧州議会、欧州理事会への連絡を参照](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[経済社会委員会と地域委員会:グリーン・インフラ(GI)-欧州の天然資本の強化(COM/2013/0249最終版)。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

419 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。

第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

|  |  |
| --- | --- |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別420が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準421に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価422が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定423が実施されていること。 |

# ガス・液体燃料による熱・冷熱・電力のコージェネレーション

*活動内容*

ガス・液体燃料(天然ガス、石油等の精製製品に限定されない)を使用した熱・冷熱複合発電設備の建設・運転

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.11およびD35.30に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動への適応への実質的な貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することにより、本付属文書の付録Aに列挙されたものから特定されている。

420 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

421 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

422 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

423 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル424、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。  実施される適応策は以下の通りであること。   * 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。   2. 自然に基づくソリューション425を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ426に依存すること。   3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。   4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。   5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。 | |
| 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」) | |
| (1) 気候変動の緩和 | 活動によるGHG直接排出量原単位は270gCO2e/kWh未満であること。 |

424 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

425 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions) [https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-](file:///C:\Users\Owner\Google%20ドライブ\オフィス西田営業\CE-MVC研究会\監修済\Delegated%20act\翻訳監修\%09%09https:\www.iucn.org\commissions\commission-ecosystem-)management/our-work/nature-based-solutions.

426 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

|  |  |
| --- | --- |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者427と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 排出量は、大規模燃焼プラントで利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の結論に示されている最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれよりも低いこと。 有意な交差媒体効果は生じないこと。  1MWを超える熱入力を有するが、大型燃焼プラントのBAT結論の閾値を下回る燃焼プラントについては、排出量は、指令(EU)2015/2193の付属書II第2部に規定されている排出限界値を下回っていること。 |
| (6)  生物多様性 生態系の保護及び回復 | 指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別428が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準429に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(Natura 2000保護地域ネットワークを含む、ユネスコ世界遺産及び主要な生物多様性地域、並びに他の保護地域)またはその近傍に所在するサイト/事業 |

427 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

428 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

429 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

|  |  |
| --- | --- |
|  | については、適切な評価430(該当する場合)が実施され、その結論に基づいて、必要な緩和措置431が実施されていること。 |

# バイオエネルギーによる熱・冷熱・電力のコージェネレーション

*活動内容*

バイオマス熱・冷熱・電力のコージェネレーション設備の建設・運転

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.11およびD35.30に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

* + 1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
    2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル432、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

430 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従い、または第三国に所在する活動については、同等の国内規定または国際基準、例えばIFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

431 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

432 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

実施される適応策は以下の通りであること。

* + - 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
      2. 自然に基づくソリューション433を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ434に依存すること。
      3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
      4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
      5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | この活動は、指令2018/2001の第29条に規定された持続可能性、温室効果ガス排出削減及び効率に関する要件を満たしていること。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者435と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止 | 指令2010/75/EUの適用範囲に入る施設の場合、排出量は、関連する排出レベルの範囲内かそれ以下であること。 |

433 [国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従い、https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystememanagement/our-work/nature-based-soluti](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)ons.

434 [欧州委員会から欧州議会、欧州理事会への連絡を参照](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[経済社会委員会と地域委員会:グリーン・インフラ(GI)-欧州の天然資本の強化(COM/2013/0249最終版)。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

435 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。

第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

|  |  |
| --- | --- |
| コントロール | 大きな燃焼プラント436のための最良の利用可能な技術(BAT‐AEL)の結論に示された最良の利用可能な技術(BAT‐AEL)範囲は、同時に有意な交差媒体効果が生じないことを保証すること。  1MWを超える熱入力を有するが、大型燃焼プラントのBAT結論の閾値を下回る燃焼プラントについては、排出量は、指令(EU)2015/2193の付属書II第2部に規定されている排出限界値を下回っていること。  指令2008/50/ECに定められた大気質限度値を満たさないゾーンまたはゾーンの一部の工場については、指令(EU)2015/2193の第6条第9項および第10項に従って欧州委員会によって公表された情報交換437の結果が考慮されること。  有機物質の嫌気的消化の場合、生産された消化物は、肥料または土壌改良剤として、コンポスト化またはその他の処理の直接後または後に使用され、規則(EU)2019/1009の付属書II(CMC)4および5に規定されている肥料材料の要件、および肥料製品に関する関連する国の緩和を満たしていること。  100トン/日以上を処理する嫌気性消化プラントでは、大気および水への排出は、廃棄物処理438のための最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の結論において、廃棄物の嫌気性処理のために設定された最良の利用可能な技術(BAT-AEL)に関連する排出レベルの範囲内かそれよりも低いこと。 有意な交差媒体効果は生じないこと。 |
| (6)  生物多様性 | 指令2011/92/EUに従って、ＥＵ内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別439が完了していること。 第三国での活動については、環境アセスメントが実施されていること。 |

436 欧州議会および理事会指令2010/75/EUの下での、大型燃焼プラントのための最良利用可能技術(BAT)結論を確立した2017年7月31日の委員会実施決定(EU)2017/1442(OJ L 212, 17.8.2017, p)。 1).

437 加盟国、関係産業及び非政府組織との情報交換に起因する最終技術報告書には、最良の技術情報が含まれている。

中型燃焼プラントで使用される利用可能な技術であって、それらの環境影響を低減するために利用可能であり、かつ、利用可能であり、かつ、最良の新技術及び関連コストで達成可能な排出レベル:https://circabc.europa.ui/group/06f3a94-9829-4eee-b187-21783ba0fbf/library/9a99a632-9ba8-

4cc0-9679-08d929afda59/details.

438 2018年8月10日付の委員会実施決定(EU)2018/1147

欧州議会および理事会指令2010/75/EU(OJ L 208, 17.8.2018, p)の下での廃棄物処理のための技術(BAT)結論 38).

439 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き(以下に記載)

同指令第4条(2)

|  |  |
| --- | --- |
| 生態系の保護及び回復 | 同等の国内規定又は国際基準440に従って記入すること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価441が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定442が実施されていること。 |

# 太陽熱利用熱・冷熱の製造

*活動内容*

太陽熱利用熱・冷熱利用設備の建設・運転

本活動が、本附属書の7.6節に言及されている「再生可能エネルギー技術の設置、維持及び修理」活動の不可欠な要素である場合には、7.6節に規定されている技術審査基準が適用される。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.30に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動への適応への実質的な貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

本活動にとって重要な物理的気候リスクは、強固な気候リスクと脆弱性評価を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 アセスメントは、活動の規模と以下の通り、その寿命の期待値に比例する。

440 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

441 指令2009/147/EC及び92/43/EECに、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

442 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル443、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。  実施される適応策は以下の通りであること。   * 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。   2. 自然に基づくソリューション444を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ445に依存すること。   3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。   4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。   5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。 | |
| 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」) | |
| (1) 気候変動の緩和 | 該当なし |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 該当なし |

443 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

444 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions) [https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-](file:///C:\Users\Owner\Google%20ドライブ\オフィス西田営業\CE-MVC研究会\監修済\Delegated%20act\翻訳監修\%09%09https:\www.iucn.org\commissions\commission-ecosystem-)management/our-work/nature-based-solutions.

445 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

|  |  |
| --- | --- |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | この活動は、高い耐久性とリサイクル可能性を有し、解体および修理が容易な機器および構成部品の利用可能性を評価し、可能であれば使用するものである。 |
| (5) 公害防止・管理 | 該当なし |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別446が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準447に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価448が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定449が実施されていること。 |

# 地熱エネルギーからの熱・冷熱の生産

*活動内容*

地熱エネルギーから熱・冷熱を発生する施設の建設・運営

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.30に分類される。

446 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

447 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

448 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

。

449 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動への適応への実質的な貢献 |
| 本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  本活動にとって重要な物理的気候リスクは、強固な気候リスクと脆弱性評価を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル450、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。  実施される適応策は以下の通りであること。   * 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。   2. 自然に基づくソリューション451を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ452に依存すること。   3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。   4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。   5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。 |

450 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

451 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions) [https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-](file:///C:\Users\Owner\Google%20ドライブ\オフィス西田営業\CE-MVC研究会\監修済\Delegated%20act\翻訳監修\%09%09https:\www.iucn.org\commissions\commission-ecosystem-)management/our-work/nature-based-solutions.

452 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | 本活動によるGHGの直接排出原単位は270gCO2e/kWh未満であること。 |
| (3)持続可能な利用  そして 保護 の  水資源・海洋資源 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者453と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 高エンタルピー地熱エネルギーシステムの運用のために、指令2004/107/EC及び2008/50/ECに定められた大気排出要件に適合する適切な緩和システムが整備されていること。 |
| (6)  生物多様性・  生態系の保護及び復元 | 指令2011/92/EUに従って、EU同盟内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別454が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準455に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、 |

453 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

454 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

455 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

|  |  |
| --- | --- |
|  | ユネスコ世界遺産及び主要な生物多様性地域、並びに他の保護地域は、適切な評価456(該当する場合)が実施され、その結論に基づいて、必要な緩和措置457が実施されていること。 |

# 気体燃料および液体燃料からの熱/冷却の生産

*活動内容*

ガス・液体燃料(天然ガス、石油等の精製製品に限らない)を用いて冷暖房を行う熱発生施設の建設・運営

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.30に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動への適応への実質的な貢献 |
| 本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響の評価は、最良の慣行と利用可能な手引きに基づいており、オープンソースモデル458、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および気候変動に関する政府間パネルや査読を受けた科学出版物など最新の方法論を考慮に入れていること。 |

456 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従い、または第三国に所在する活動については、同等の国内規定または国際基準、例えばIFCパフォーマンス基準6:「生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理」に従う。

457 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

458 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

実施される適応策は以下の通りであること。

* + 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
    2. 自然に基づくソリューション459を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ460に依存すること。
    3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
    4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
    5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | 本活動によるGHG直接排出量の原単位は270gCO2e/kWh未満であること。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者461と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) | 排出量が、大型燃焼プラントで利用可能な最良の技術(BAT‐AEL)の結論に示された最良の利用可能な技術(BAT‐AEL)で設定された排出量の範囲内かそれ以下であること。 |

459 [国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従う、https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystememanagement/our-work/nature-based-soluti](file:///C:\Users\kata1\Desktop\DA改善版\適応\国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従う、https:\www.iucn.org\commissions\commission-ecosystememanagement\our-work\nature-based-soluti)ons.

460 [欧州委員会から欧州議会、欧州理事会への連絡を参照](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[経済社会委員会と地域委員会:グリーン・インフラ(GI)-欧州の天然資本の強化(COM/2013/0249最終版)。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

461 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。

第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

|  |  |
| --- | --- |
| 公害防止・管理 | 有意な交差媒体効果は生じないこと。  1MWを超える熱入力を有するが、大型燃焼プラントのBAT結論の閾値を下回る燃焼プラントについては、排出量は、指令(EU)2015/2193の附属書II第2部に定める排出限界値を下回ること。 |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 指令2011/92/EUに従って、同盟内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別462が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準463に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価464が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定465が実施されていること。 |

# バイオエネルギーからの熱/冷却の生産

*活動内容*

バイオマスから熱・冷熱を発生する施設の建設・運営

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.30に分類される。

462 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

463 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

464 指令2009/147/EC及び92/43/EECに、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

465 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動への適応への実質的な貢献 |
| 本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル466、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。  実施される適応策は以下の通りであること。   * 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。   2. 自然に基づくソリューション467を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ468に依存すること。   3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。   4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。   5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。 |

466 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

467 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)う。 [https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-](file:///C:\Users\Owner\Google%20ドライブ\オフィス西田営業\CE-MVC研究会\監修済\Delegated%20act\翻訳監修\%09%09https:\www.iucn.org\commissions\commission-ecosystem-)management/our-work/nature-based-solutions.

468 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | この活動は、指令2018/2001の第29条に規定された持続可能性、温室効果ガス排出削減及び効率に関する要件を満たしていること。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者469と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 指令2010/75/EUの適用範囲に入る施設では、排出量は、大規模燃焼プラント470のための利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の結論に示された利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれよりも低く、同時に、重大な交差媒体影響が生じないこと  1MWを超える熱入力を有するが、大型燃焼プラントのBAT結論の閾値を下回る燃焼プラントについては、排出量は、指令(EU)2015/2193の付属書2第2部に規定されている排出限界値を下回っていること。  指令2008/50/EC471に定められた大気質限度値に適合しないゾーンまたはゾーンの一部のプラントについては、欧州委員会が公表した情報交換472の結果が |

469 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

470 欧州議会および欧州議会指令2010/75/EUの下での最善の利用可能な技術(BAT)結論を確立した2017年7月31日の委員会実施決定(EU)2017/1442

大型燃焼プラント用評議会(OJ L 212, 17.8.2017, p.) 1).

471 欧州議会および理事会指令2008/50/EC、2008年5月21日、欧州の大気環境およびクリーナーエアに関する指令

472 加盟国、関係産業及び非政府組織との情報交換に起因する最終技術報告書には、最良の技術情報が含まれている。

中型燃焼プラントで使用される利用可能な技術であって、それらの環境影響を低減するために利用可能であり、かつ、利用可能であり、かつ、最良の新技術及び関連コストで達成可能な排出レベル:https://circabc.europa.ui/group/06f3a94-9829-4eee-b187-21783ba0fbf/library/9a99a632-9ba8

|  |  |
| --- | --- |
|  | 指令(EU)2015/2193の第6条9項及び10項に従い、考慮されること。  有機物質の嫌気的消化のために、生産された消化物は、肥料または土壌改良剤として、コンポスト化またはその他の処理の直接後または後に使用され、規則(EU)2019/1009付属書II(EU)のコンポーネント材料カテゴリー(CMC)4および5、ならびに肥料製品に関する関連国内法に定める肥料材料の要件を満たすこと。  100トン/日以上を処理する嫌気性消化プラントでは、大気および水への排出は、廃棄物処理473のための最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の結論において、廃棄物の嫌気性処理のために設定された最良の利用可能な技術(BAT-AEL)に関連する排出レベルの範囲内かそれよりも低いこと。 有意な交差媒体効果は生じないこと。 |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別474が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準475に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価476が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定477が実施されていること。 |

473 欧州議会および理事会指令2010/75/EU(OJ L 208, 17.8.2018, p)の下で、廃棄物処理のための最善の利用可能な技術(BAT)結論を確立した2018年8月10日の委員会実施決定(EU)2018/1147 38).

474 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き(以下に記載)

同指令第4条(2)

475 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

476 指令2009/147/EC及び92/43/EECに、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

477 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

# 排熱を利用した熱・冷媒の製造

*活動内容*

排熱を利用して発熱・冷房する設備の建設・運転

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.30に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動への適応への実質的な貢献 |
| 本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル478、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。  実施される適応策は以下の通りであること。   * 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。   2. 自然に基づくソリューション479を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ480に依存すること。 |

478 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

479 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions) [https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-](file:///C:\Users\Owner\Google%20ドライブ\オフィス西田営業\CE-MVC研究会\監修済\Delegated%20act\翻訳監修\%09%09https:\www.iucn.org\commissions\commission-ecosystem-)management/our-work/nature-based-solutions.

1. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
2. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
3. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | 該当なし |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 該当なし |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | この活動は、高い耐久性とリサイクル可能性を有し、解体および修理が容易な機器および構成部品の利用可能性を評価し、可能であれば使用するものである。 |
| (5) 公害防止と管理 | 使用されるポンプ類等は、該当する場合エコデザイン・エネルギーラベルに準拠し、規則EU2017/1369の最高級要求条件と指令2009/125/ECの実施規則を遵守し、BAT（最善の技術）を体現すること。 |
| (6)  生物多様性生態系の保護及び復元 | 指令2011/92/EUに従って、同盟EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別481が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準482に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む) |

480 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会、地域委員会:グリーン・インフラストラクチャー(GI)-EUのNatural Capitalの強化(COM/2013/0249最終版)への連絡を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

481 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

482 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価483が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定484が実施されていること。 |

1. **給水・汚水・廃棄物管理・浄化活動**

# 集水・浄水・給水システムの構築・増設・運用

*活動内容*

集水、処理、給水システムの建設、拡張、運営。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードE36.00およびF42.99に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動への適応への実質的な貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
2. 他のすべての活動について、評価は、少なくとも10~30年の気候を含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

483 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従うか、または第三国に所在する活動については、同等の国内規定または国際基準、例えばIFCパフォーマンス基準6:「生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理」に従う。

484 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

大型投資の予測シナリオ

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル485、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下の通りであること。

* 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
  2. 自然に基づくソリューション486を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ487に依存すること。
  3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
  4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
  5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致していること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | 該当なし |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者488と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |

485 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

486 [国連決議第069号「国際連合の自然に基づく解決策の定義」に従い](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)

[自然保護(IUCN)、https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystememanagement/our-work/nature-based-s](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)olutions.

487 [欧州委員会から欧州議会、欧州理事会への連絡を参照](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[経済社会委員会と地域委員会:グリーン・インフラ(GI)-欧州の天然資本の強化(COM/2013/0249最終版)。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

488 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。

第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

|  |  |
| --- | --- |
| (5) 公害防止・管理 | 該当なし |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別489が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準490に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価491が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定492が実施されていること。 |

# 集水・浄水・給水システムの更新

*活動内容*

家庭用・産業用の集水・浄水・配水インフラの更新を含む集水・浄水・給水システムの更新。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードE36.00およびF42.99に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動への適応への実質的な貢献

489 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

490 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

491 指令2009/147/EC及び92/43/EECに、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

492 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

|  |
| --- |
| 本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル493、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。  実施される適応策は以下の通りであること。   * 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。   2. 自然に基づくソリューション494を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ495に依存すること。   3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。   4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。   5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。 |
| 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」) |

493 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

494 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions) [https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-](file:///C:\Users\Owner\Google%20ドライブ\オフィス西田営業\CE-MVC研究会\監修済\Delegated%20act\翻訳監修\%09%09https:\www.iucn.org\commissions\commission-ecosystem-)management/our-work/nature-based-solutions.

495 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | 該当なし |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者496と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 該当なし |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 指令2011/92/EUに従って、同盟内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別497が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準498に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域、およびその他の保護地域のNatura 2000ネットワークを含む)内または近傍に所在する場所/事業については、該当する場合、適切な評価499（続く） |

496 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

497 権限のある機関が、附属書Ⅱに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続

指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となる。

498 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理

499 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従うか、または第三国に所在する活動については、

IFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理など、同等の国内規定または国際基準に従う。

|  |  |
| --- | --- |
|  | の結論に基づき、所要の軽減措置500が実施されていること。 |

# 排水回収・処理設備の建設・増設・運転

*活動内容*

集中排水システム(下水道網)および処理を含む、建設、拡張、運営。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードE37.00およびF42.99に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動への適応への実質的な貢献 |
| 本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル501、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。  実施される適応策は以下の通りであること。   * 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。 |

500 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

501 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

1. 自然に基づくソリューション502を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ503に依存すること。
2. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
3. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
4. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的ＤＮＳＨスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | 集中排水システム(下水道網)および浄水処理を含む、集中排水システムからの直接的な温室効果ガス排出量の評価が504実施されていること。 その結果は、必要に応じて投資家や顧客に開示されること。 |
| (3)  水資源・海洋資源の持続可能な利用  と保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者505と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |

502 [国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従い、https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystememanagement/our-work/nature-based-soluti](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)ons.

503 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会、地域委員会:グリーン・インフラストラクチャー(GI)-EUのNatural Capitalの強化(COM/2013/0249最終版)への連絡を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

504 例えば、廃水処理のための国別GHGインベントリに関するIPCCガイドラインに従う。

<https://www.ipcc-nggip.iges.or.jp/public/2019rf/pdf/5_Volume5/19R_V5_6_Ch06_Wastewater.pdf>

505 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。

第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

506 水の再利用のための最低要件に関する2020年5月25日の欧州議会及び理事会の規則(EU)2020/741付属書IIに規定されている(OJ L 177, 5.6.2020, p)。 32).

|  |  |
| --- | --- |
| (5) 公害防止・管理 | 受水域への排出は指令91/271/EECに定められた要件を満たすこと。  自然に基づく解決策、別々の暴風雨水収集システム、貯留タンク、および初期洗浄水の処理を含み得る、廃水収集システムからの過剰な暴風雨水のオーバーフローを回避し、緩和するために、適切な措置が実施されていること。  下水汚泥は、評議会指令86/278/EECおよび国内法に従って、嫌気性消化および土地利用を含めて管理または使用されること。 |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 指令2011/92/EUに従って、ＥＵ内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別507が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準508に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価509が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定510が実施されていること。 |

# 廃水回収・処理の更新

*活動内容*

集中排水システム(下水道網)および浄化処理を含む)の更新。

507 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

508 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

509 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

。

510 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードE37.00に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動への適応への実質的な貢献 |
| 本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル511、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。  実施される適応策は以下の通りであること。   * 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。   2. 自然に基づくソリューション512を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ513に依存すること。   3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。   4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。 |

511 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

512 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions) [https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-](file:///C:\Users\Owner\Google%20ドライブ\オフィス西田営業\CE-MVC研究会\監修済\Delegated%20act\翻訳監修\%09%09https:\www.iucn.org\commissions\commission-ecosystem-)management/our-work/nature-based-solutions.

513 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

## (e) ソリューションが物理的であり、技術的スクリーニング基準がこの附属書に規定されている活動から構成される場合には、ソリューションは、その活動の技術的ＤＮＳＨスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | 集中排水システム(下水道網)および浄水処理を含む、集中排水システムからの直接的な温室効果ガス排出量の評価が514実施されていること。 その結果は、必要に応じて投資家や顧客に開示されること。 |
| (3)  水資源・海洋資源の持続可能な利用と保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者515と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。  排水を再利用するのに適したレベルに処理する場合、農業用感慨では環境への悪影響を回避するために、必要なリスクマネジメント措置が定められ516、実施されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 受水域への排出は指令91/271/EECに定められた要件を満たすこと。  自然に基づく解決策、別々の暴風雨水収集システム、貯留タンク、および第1洗浄水の処理を含み得る、廃水収集システムからの過剰な暴風雨水のオーバーフローを回避し、緩和するために、適切な措置が実施されていること。  下水汚泥は、嫌気性消化と理事会指令86/278/EECおよび国内法に従った土地出願を含めて管理・利用されること。 |

514 例えば、廃水処理のための国別GHGインベントリに関するIPCCガイドライン:https://www.ipcc-nggip.iges.or.jp/public/2019rf/pdf/5\_Volume5/19R\_V5\_6\_Ch06\_Wastewater.pdf

515 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。

第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

516 水の再利用のための最低要件に関する2020年5月25日の欧州議会および理事会の規則(EU)2020/741付属書II(OJ L 177, 5.6.2020, p)に規定されている。 32).

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| (6)  生物多様性 ・  生態系の保護及び復元 | 指令2011/92/EUに従って、同盟ＥＵ内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別517が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準518に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価519が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定520が実施されていること。 |

# 発生源分別画における非有害廃棄物の収集・運搬

*活動内容*

再利用またはリサイクルの準備を目的とした、単一または混合された画分での非有害廃棄物の分別収集および輸送。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードE38.11に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動への適応への実質的な貢献

517 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

518 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

519 指令2009/147/EC及び92/43/EEC;又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

520 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。